

第1号様式（第6条関係）

令和5年 1月 6日

市への提出日をご記入ください

多摩市長 殿

申請書は、黒又は青色のボールペン（熱などで消えないもの・鉛筆でないもの）や万年筆等で、丁寧に記入してください。

申請者  
郵便番号 〒206-8666  
住所 多摩市 関戸6-12-1  
氏名 多摩 エコア  
電話番号（自宅） 042-338-6831  
電話番号（携帯） 080-XXXX-XXXX

多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金交付申請書

多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金の交付を受けたいので、令和4年度多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 設置場所 多摩市 関戸6-12-1

共有、自己所有以外の場合は、同意書もあわせてご提出ください。

2 住宅の所有権

住宅の所有権を必ず確認の上、該当箇所にチェック（）をしてください。

自己所有（申請者又はその世帯員の単独名義 申請者又はその世帯員を含む共有）

自己所有以外

3 申請する補助対象機器等及び交付申請額

最大出力について、小数点第3位以下は切り捨ててご記入ください

申請する補助対象機器等1種にチェック（）を入れて、補助対象経費（消費税に相当する額を除く。）の額及び交付申請額を記入してください。住宅用太陽光システム（余剰売電）について申請する場合は、太陽電池の最大出力の値も記入してください。ただし、住宅用太陽光発電システム（余剰売電）及び蓄電システムを同時に設置する場合は、そのそれぞれについて申請ができます。

補助対象機器等	太陽電池の最大出力 (小数点以下2桁未満切り捨て)	補助対象経費の額 (税抜)	交付申請額 (1,000円未満切捨て)
<input checked="" type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム (余剰売電)	4.28 kW	987,000円	128,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電システム		500,000円	60,000円
<input type="checkbox"/> 断熱窓		円	円

4 補助対象機器等設置日： 令和4年10月30日

5 市内事業者利用の有無：有 無

全体の経費（機器費＋設置費）から、補助額を引いた額が、補助対象経費です。

6 国又は東京都による補助金の申請状況

申請状況	制度名	補助額
<input checked="" type="checkbox"/> 申請済み又は申請予定である。	1 <input checked="" type="checkbox"/> 太陽光 東京都災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光普及拡大事業	513,000円
	2 <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池 東京都災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光普及拡大事業	700,000円
<input type="checkbox"/> 申請予定はない。		

7 固定価格買取制度の状況

住宅用太陽光発電システム（余剰売電）又は蓄電池システムを申請する場合はチェック(☑)を入れてください。

適用済み又は適用予定である。  適用しない。

FIT の適用があるかないかのチェックをお願いします。(適用の有無は、交付の決定には一切影響しません)

8 納税状況確認の承諾

上記の申請に伴い、多摩市長が市税の納税状況を税務資料により確認することを世帯員全員が承諾します。

交付要件である、申請日時点での市民税および固定資産税の滞納の有無の確認をします。自署してください。

申請者氏名 **多摩 エコア**

9 添付書類

補助対象事業の区分	添付書類
共通	(1) 補助対象機器等の設置図（補助対象機器等が断熱窓である場合は、窓の位置、数量及び開口面積を確認できるもの） (2) 補助対象機器等の購入及び設置に係る費用の支払い及び内訳を確認できる書類の写し (3) 補助対象機器等の形状、規格、型式、品番等を確認できるパンフレット等 (4) 補助金の交付を受けようとする者の世帯全員の記載のある住民票（補助金の交付を受けようとする者の属する世帯を含む複数の世帯が、その住宅において同居し、生計を一にしている場合又はその住宅の設備の一部を共用する場合は、その全ての世帯について世帯全員の記載のある住民票）で、申請日前3か月以内に発行されたもの (5) 住宅の所有権を有することを確認できる書類の写し（共有する住宅の場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについての当該住宅の他の共有者又は所有者の同意書） (6) 補助対象機器等の設置日を確認できる書類 (7) 補助対象機器等の設置後の状態を示す写真 (8) 市内事業者を利用して補助対象機器等を購入した場合又は市内事業者が補助対象機器等の施工を行った場合は、それらを利用したことを確認できる書類 (9) 複数の補助対象機器等を設置する二世帯住宅、多世帯住宅等である場合であって、それぞれの世帯に属する者が補助金の交付を受けようとするときは、世帯ごとに独立した生活を営んでいることが確認できる書類 (10) その他市長が必要と認める書類
住宅用太陽光発電システム（余剰売電）	(1) 補助対象機器等の出力対比表 (2) 電気事業者と特定契約を締結し、系統連系を完了したことを証する書類の写し
蓄電システム	(1) 蓄電システムの設置場所に住宅用太陽光発電システムを設置し、かつ、連系して使用していることを確認できる書類の写し (2) 設置日の属する月の前月から遡って12か月分の購入電力量を確認できる書類 (3) 連系している住宅用太陽光発電システムの年間発電量を確認できる書類
断熱窓	(1) 設置工事について管理組合の承認が必要な場合にあつては、当該承認を得ていることを確認できる書類 (2) 設置前の状態を示す写真

(注意事項)

1 住宅の所有権を有することを確認できる書類として、次のいずれか（住宅に共有者がいる

場合は(1)又は(2)のいずれか)の写しを添付してください。

- (1) 登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)
- (2) 固定資産(家屋)評価証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)
- (3) 令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書(所有者が確認できるページ及び課税資産明細書(家屋)のページ)

2 電気事業者と特定契約を締結し、系統連系を完了したことを確認できる書類として、次のうちいずれかのものを添付してください。

なお、次の(1)及び(2)の電子メールの宛先が申請者でない場合は、接続契約完了後に発行される「接続契約のご案内」を提出してください(記載されている申込番号と発電地点特定番号が合致しているかを確認します。)

- (1) 電気事業者から電気工事店宛に送付される「特定契約締結完了のお知らせ」(電子メール)の写し又は「落成受付完了のお知らせ」(電子メール)の写し
- (2) 電気事業者から申請者に送付される「系統連系完了のお知らせ」(電子メール)の写し
- (3) 電気工事店が申請に使用する web 申込システムの「申込詳細情報表示画面」の写し(系統連系完了年月日の記載があるもの)
- (4) 電気事業者ホームページ「購入実績お知らせサービス」の画面の写し